

告 示

埼玉県告示第百三十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和三年埼玉県告示第八十号（家畜等の移動及び移出の禁止に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止する場所について、次のとおり解除する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止を解除する家畜等

あひる及びその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

二 禁止を解除する日

令和三年二月五日

三 禁止を解除する場所

令和三年埼玉県告示第八十号（患畜等の届出の公示）により公示した高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生場所